

本宮市農業委員会 平成29年7月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年7月19日(水)午後3時00分
2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
3. 出席委員
 - 農業委員会委員
 - 1番 佐藤 孝昭 2番 渡辺 喜一 3番 渡邊 謙輔
 - 4番 國分 政利 5番 遠藤 政幸 6番 國分 新司
 - 7番 渡邊 孝一 8番 渡邊 平二 9番 伊藤 隆一
 - 農地利用最適化推進委員
 - 2番 遠藤 栄太郎 3番 遠藤 俊雄
 - 4番 遠藤 秀男
 - 8番 三瓶 修藏 9番 鍋島 正則
 - 10番 根本 市徳 11番 渡邊 善幸
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 12番 渡邊 利一
5. 遅参委員 農地利用最適化推進委員 1番 石橋 広基 5番 國分 隆一
- 6番 佐藤 一徳 7番 三瓶 和彦
6. 職員 事務局長 渡邊 孝江
7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会7月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員12番渡邊利一委員、遅刻は推進委員1番石橋広基委員、5番國分隆一委員、6番佐藤一徳委員、7番三瓶和彦委員であります。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会7月定例会を開会いたします。(時節の事柄)

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。7番渡邊孝一委員、8番渡邊平二委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡邊孝一委員 議長

会長伊藤 隆一 渡邊孝一委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、渡邊孝一です。渡辺喜一委員、渡邊善幸委員、渡邊利一委員です。去る7月12日、12時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。申請の主なものは、

一般住宅敷地や駐車場敷地の転用です。

議案第 39 号件番 1 の「権利の種類」欄に相続未了の記載がありますが、相続分割協議が整わないため、推定相続人全員の承諾のもと申請が行われるものです。同じく件番 11 の「権利の種類」欄に交換の記載がありますが、隣接地を交換するもので、農地である本案件のみが申請されたものです。いずれの案件も土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われまます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 6 月定例会で許可の農地法第 4・第 5 条の許可交付について事務局より報告
いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 6 月定例会で許可の農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 3 件については、6 月
26 日付で、*****は 7 月 10 日付で許可証を交付しております。***
**については、開発事業連絡調整委員会の指示待ちのため 7 月 13 日付で
許可証を交付しております。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報
告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、
日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 36 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 36 項を上程します。
申請 1 番を上程します。

申請 1～2 番は関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条によ
り一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせて頂きます。申請 1～2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局 局長
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡辺喜一委員 議長

会長伊藤 隆一 2 番 渡辺委員。

渡辺喜一委員 議案第 36 号件番 1 について、7 月 11 日に現地調査及び申請内容の確認を佐
藤一徳委員と致しました。議案第 36 号件番 1 については、譲受人は農業に
従事しており、申請地は耕作目的で取得するものであり、現地確認及び申請
内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。

件番 2 は、件番 1 に伴う譲渡人が農業者年金受給者のため、後継者へ再設定
申請です。以上の結果を踏まえ、件番 1・2 につきましては、許可適当と判
断いたしました。

現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 36 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1～2 番は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 36 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1～2 番は許可とすることに決定いたしました。
次に、議案第 37 号農地の転用制限について農地法第 4 条第 1 項の規定による申請を上程します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
会長伊藤 隆一 局長
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 37 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定いたしました。
議案第 38 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
会長伊藤 隆一 局長
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 38 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番は、許可することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 38 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番について許可することに決定いたしました。

件番 2 について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 局長
 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 議案第 38 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番は、許可することに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 38 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番について許可することに決定いたしました。
 件番 3 について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 局長
 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 議案第 38 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 3 番は、許可することに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 38 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 3 番について許可することに決定いたしました。
 次に、議案第 39 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定

による申請 1 番は、許可することに意義ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定を致しました。

次に申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに意義ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに決定を致しました。

次に申請 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに意義ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに決定を致しました。

申請 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに意義ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、
 許可することに決定を致しました。
 次に申請 5 番について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定
 による申請 5 番は、許可することに意義ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、
 許可することに決定を致しました。
 次に申請 6 番について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定
 による申請 6 番は、許可することに意義ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 6 番は、
 許可することに決定を致しました。
 申請 7 番について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定
 による申請 7 番は、許可することに意義ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 7 番は、
 許可することに決定を致しました。

次に申請 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、許可することに意義ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、許可することに決定を致しました。

次に申請 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可することに意義ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可することに決定を致しました。

申請 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 10 番は、許可することに意義ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 10 番は、許可することに決定を致しました。

次に、議案第 40 号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 40 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
 会長伊藤 隆一 次に、議案第 41 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案再設定 4 件、新規設定 1 番を除く計 5 件の議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 4 件、新規設定 1 番を除く計 5 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 4 件、新規設定 1 番を除く計 5 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
 次に新規設定 1 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、7 番渡邊孝一委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。
 会長伊藤 隆一 暫時、休議します。
 (休議中)
 (7 番渡邊孝一委員退席)
 会長伊藤 隆一 それでは再開します。新規設定 1 番の議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 1 番の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決

定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定について」新規
設定 1 番の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
7 番渡邊孝一委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

(7 番渡邊孝一委員復席)

会長伊藤 隆一 それでは再開します。

以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理
者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 7 月の定例会を終了いたします。

平成 29 年 7 月 19 日

(閉会午後 3 時 40 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 7 番委員 渡邊 孝一

議席 8 番委員 渡邊 平二
